

総括票

1. 申請者に関する事項

申請代表者名	株式会社フロンテッジ	代表者氏名	代表取締役社長 高瀬竜一郎
申請代表者住所	105-0003 東京都港区西新橋1-18-17明産西新橋ビル		

その他の申請者（申請代表者以外の展覧会主催者）

申請者名	DinoScience 恐竜科学博製作委員会	代表者氏名	委員長 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント顧問 水野道訓
申請者住所	東京都千代田区六番町4番地5		
申請者名		代表者氏名	
申請者住所			
申請者名		代表者氏名	
申請者住所			

2. 公開予定施設等に関する事項

施設名	パシフィコ横浜 展示ホールA	公開期間	2021年7月17日～9月12日
所在地	220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1		

3. 指定を受けようとする海外の美術品等に関する事項

美術品等の公開目的
本展は、恐竜が最も栄えその進化の頂点を迎える白亜紀後期北米大陸の恐竜をテーマに、恐竜標本約20体を展示し、実在した恐竜の魅力と迫力、生命進化の驚異、化石という存在の奇跡、研究現場の進歩と研究者の情熱、現在につづく地球環境問題について、科学的視点で紹介するものです。展示標本の中でも、トリケラトプス「レイン」の骨格化石および皮膚痕化石は、非常に貴重で化石としての価値が高く、またこれまで日本では見る事ができなかったものであり、会場のメインとして展示公開いたします。

美術品等の名称（タイトル）
トリケラトプス「レイン」骨格化石/skeleton fossil of triceratops "Lane"
トリケラトプス「レイン」皮膚痕化石/skin fossil of triceratops "Lane"

個票

1. 個々の美術品等の作品情報

タイトル (名称)	トリケラトプス「レイン」骨格化石	員数	1
作者名		作成年 作成時期	2013年
種類	<input type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 陶磁器 <input type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍 <input checked="" type="checkbox"/> 化石 <input type="checkbox"/> 岩石, 鉱物, 植物又は動物の標本 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
寸法等	全長7メートル、高さ3メートル		
その他の 特徴			

2. 個々の美術品等の写真

(撮影年月：2019年10月)



※画像を収めたCD-ROMやUSBメモリ等も提出すること。

※美術品等の外形的特徴が分かるよう、必要に応じて、正面、側面、背面、上部等の複数方向から撮影した画像や、美術品等の特徴的な部分を撮影した画像を添付すること。

※指定を受けた場合、美術品等の画像は文化庁ホームページに掲載されるとともに、関係機関に通知等されるので、美術品等の所有者及び著作権者には予めその旨の許諾を取ること。

個票

1. 個々の美術品等の作品情報

タイトル (名称)	トリケラトプス「レイン」皮膚痕化石	員数	1
作者名		作成年 作成時期	2013年
種類	<input type="checkbox"/> 絵画 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 陶磁器 <input type="checkbox"/> 彫刻 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> 書跡・典籍 <input checked="" type="checkbox"/> 化石 <input type="checkbox"/> 岩石, 鉱物, 植物又は動物の標本 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
寸法等	長さ123センチ、最大幅82センチ、厚さ30センチ		
その他の 特徴			

2. 個々の美術品等の写真

(撮影年月：2020年9月)



※画像を収めたCD-ROMやUSBメモリ等も提出すること。

※美術品等の外形的特徴が分かるよう、必要に応じて、正面、側面、背面、上部等の複数方向から撮影した画像や、美術品等の特徴的な部分を撮影した画像を添付すること。

※指定を受けた場合、美術品等の画像は文化庁ホームページに掲載されるとともに、関係機関に通知等されるので、美術品等の所有者及び著作権者には予めその旨の許諾を取ること。